

枇 杷 第 の 考 察

— 焼亡前の枇杷第 —

The *Biwadai* before the Fire

(1992年 4 月 7 日受理)

中 谷 青三郎

Seizaburo Nakatani

Key words: 枇杷第, 貴族住宅

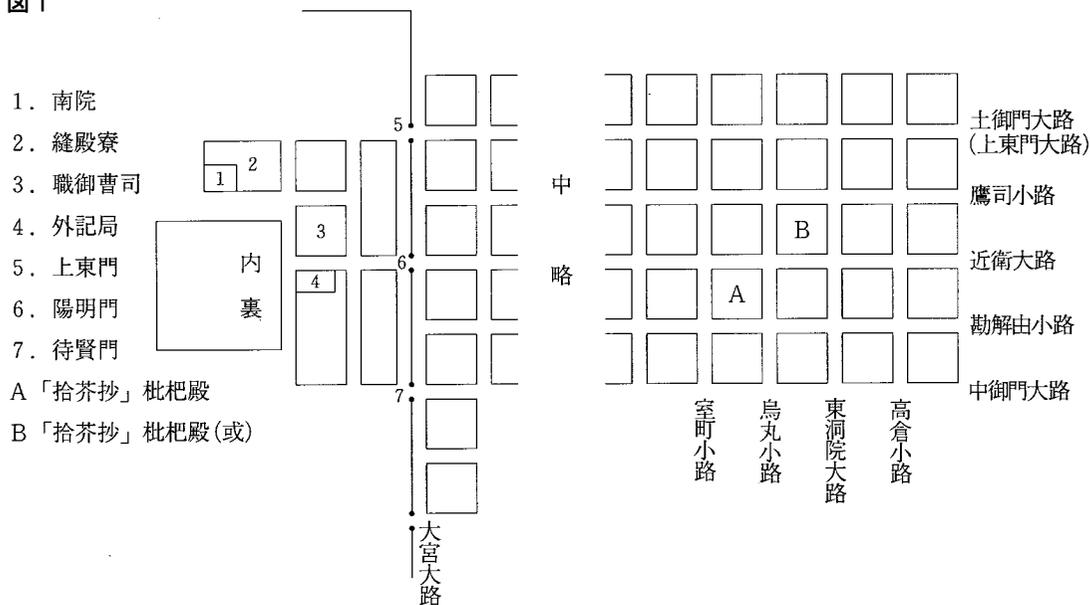
は じ め に

この小文は、枇杷第について、文献を中心に少しでも明らかにしようと試みるものである。中国短期大学紀要第21号及び22号の『土御門等の考察』にひき続くものである。本編では、長和五年（1016）九月の焼亡前の枇杷第を対象とするものである。以下 1. 位置について、2. 伝領について、3. 行事について、4. 殿舎について、の四つに分けて考察する。

1. 位置について

ここでは枇杷第の位置を知ることの出来る記事をひろってみる。第一に『拾芥抄』に「左大臣仲平平公宅、昭宣公（基）家、近衛南・室町東、或鷹司南・東洞院西一丁」とあり、2つの位置を示している。この二つの位置を図1に示し、それぞれを“A”と“B”とする。

図 1



『栄花物語』巻十二の「枇杷殿」の勘物には、「枇杷殿、近衛北・東洞院西、昭宣公宅、仲平大臣伝領、法興院殿（兼家）伝領之。」とあり、“B”の位置として示している。この他にも『小右記』に行幸や行啓に関する経路が何箇所も見られる²¹⁾。まず、長和二年正月十日の東宮の皇太后（聖）御所枇杷第の拝観行啓に関して、「啓道出陽明門、自大宮大路北行、更折東、自上東門大路東行、折南々行、到皇太后宮、留御車於門外、」とあるが、どの路を下ったかは明らかでなく、“A”であっても“B”であってもよい。続いて、長和三年四月九日の天皇の枇杷第行幸に関して、「今日幸枇杷第、（中略）行幸路經八省東廊東、建禮門前、外記局西道、出御陽明門、更自大宮大路登^{（北力）}此、更折東自上東門大路赴東、更折南、自東院東大路赴南、入御枇杷殿東面南門、暫留御輿於門外、」とあり、これは“B”をとる方が自然のように思われる。長和四年九月廿日の枇杷第より新造内裏に遷幸に関して、「今日還宮行幸也、（中略）乘輿出御自東門、經上東門大路大宮大路、入陽明建春宣陽日華等門、黄牛二頭引立建春門外、」とあるが、“A”又は“B”と限定するものではない。又、長和四年十一月十九日の枇杷第の遷幸について、「今日從太政官移幸枇杷殿第、（中略）行幸路、出太政官東門并待賢門、自大宮大路北行折東、自上東門大路折南、自東院東大路南行、乘輿留枇杷第東門、」これは“B”と見るのが自然である。枇杷第の位置については、次の伝領と大きく関係するが、『拾芥抄』に示されたいずれか一方だけに枇杷第があったものか、又は、二つの枇杷第があったかは、『日本古典文学大系75栄花物語』の校注²²⁾にも示されているように定かでない。ただ長和二年から四年頃は道長が伝領した頃であるから、道長の枇杷第と考えた場合は“B”の位置であったとするのが自然である。

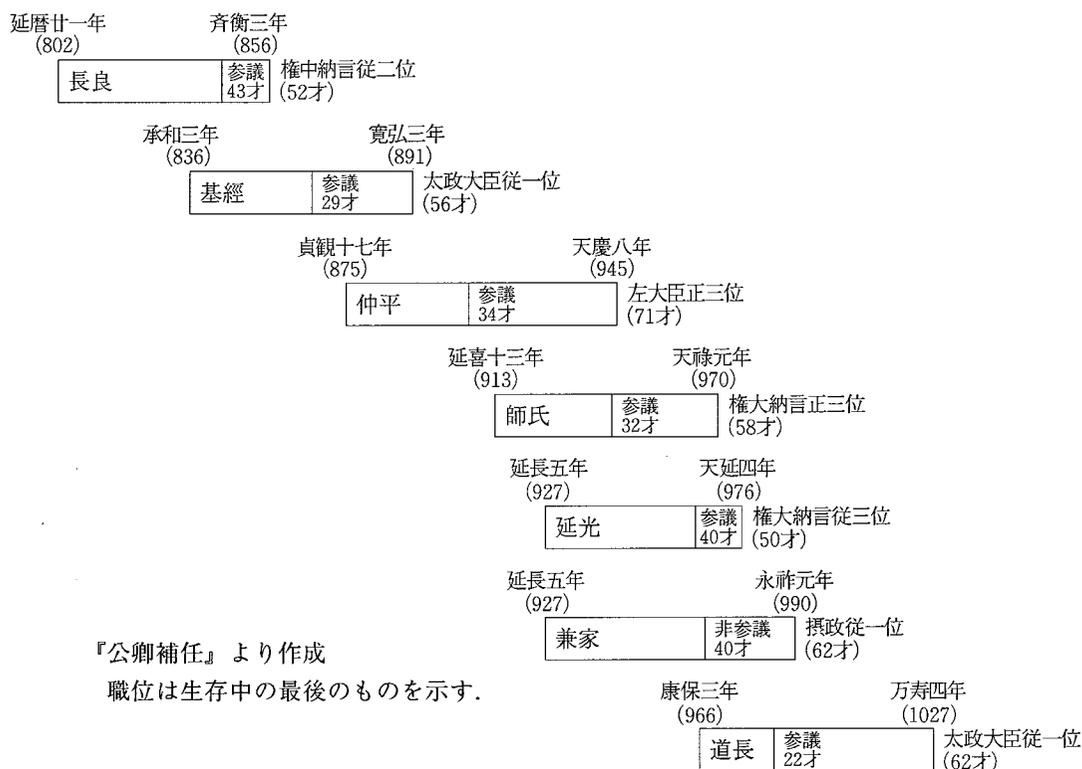
2. 伝領について

ここでは枇杷第がどのように、伝領されたかを考察する。まず、さきに延べた『拾芥抄』には「左大臣仲平公宅、昭宣公（基經）家」とあり、同じく、『栄花物語』の勘物には、「昭宣公宅、仲平大臣伝領、法興院殿（兼家）伝領之。」とある。しかし、枇杷第に関係の深いと思われる人物は、基經、仲平、兼家の三人だけではない。『大鏡』の記事には、第二巻の権中納言從二位左兵衛督長良に、「枇杷大臣と申。」とあり、同じく左大臣仲平に、「枇杷の大臣と申。」、又「この殿の御北方にては、枇杷大納言延光の御女ぞおはする。」等がある。『栄花物語』にも巻第一に「この宰相は枇杷の大納言延光の女にぞ住み給ひける。母は中納言敦忠の御女也。」巻第二に「枇杷の大納言のぶみつの北の方は、故敦忠権中納言（御）女なり。」等の記事があり、『公卿補任』には、斉衡三年（856）権中納言正三位藤長良、號枇杷殿。天慶八年（945）左大臣正二位藤仲平、號枇杷左大臣。安和三年（972）権大納言正三位藤師氏、號枇杷大納言。或桃園。天延四年（976）権大納言從三位源延光、號枇杷大納言。等の記事がある。この他にも『日本紀略』の元慶四年十二月十五日には、「正二位守太政大臣藤原朝臣基經上表。謝太政大臣職。帝不聽。遣使就太政大臣枇杷第。宣口勅日。（略）」、同廿一日には、「遣使就太政大臣。枇杷第齋黒勅。諭旨云々。」、又、寛弘六年（1009）十月十九日に、「天皇自織部司遷幸左大臣枇杷第。」等がある。これらの人物を没年の順にならべると、図2のようになる。

これらの人物が順次伝領したと考えられるのではなく、ここではとりあえず、関係のありそうな人物として、上げただけである。まず延光だけが藤氏でなく源氏であること。又兼家が枇杷第を伝領したとするのは、『大鏡』の勘物以外には、見あたらない。

次にこれらの人物を系図を表すと図3となる。この図を見ると

図 2



『公卿補任』より作成

職位は生存中の最後のものを示す。

長良 — 基經 — 仲平 — 師氏 — 兼家 — 道長 と伝領されたとしたくなる。従って後世の人が適当に人物を入れた可能性も高い。師氏・延光・兼家の三人はほとんど同じ時代の人物である。ここでは、その伝領を確定するのは困難であり、二つの系列の枇杷第の存在も否定出来ない。

3. 枇杷第の行事について

ここでは、枇杷第に於いて、どのような事が行なわれたか、又、どのような人物が使ったか等について考察する。さきに二つの枇杷第の存在の可能性があったが、ここでは一つの枇杷第と考えることにする。

『栄花物語』巻一に、「かの村上先帝の(御おとこ)八宮、(中略)御おちの濟時の君、今は宰相にておはするぞ、よろづに扱ひきこえ給ひて、小一條の寝殿におはするに、この宰相は枇杷の大納言延光の女にぞ住み給ひける。母は中納言敦忠の御女也。えもいはずうつくしき姫君捧げ物にしてかしづき給母女御もうせ給にしかば、この小一條の宰相のみぞよろづに扱ひきこえ給ふに、まだ稚き程におはすれど、この八宮いとわづらしき程に思ひきこえ給へれば、ゆゆしうてあへて見せ奉り給はずなりたり。稚き程はうつくしき御心ならで、うたてひがひがしく痴ればみて、又さすがにかやうの御心さへおはするを、いと心づきなしとおぼしけり。宰相の御甥の實方の侍従も、この宰相を親にし奉り給ふ。この姫

枇杷第の考察

馳参，自中院遷御職曹司，然而破壊已盛，仍御朝所，」^{○2}，「未子尅許，隨身番長若倭部高範，自先第一來云，内裏焼亡者，乍驚馳参，左大臣帥相逢都芳門内，相共参入，此間火勢太猛，下人云，主上御神嘉殿者，仍参着，中宮同御坐云々，人々云，火起自温明殿，神鏡所謂，大刀并啓不能取出云々，(略)臨曉更参東宮，御柱諸卿同参，卯剋許退出，」^{○4}等の記事がある。続いて十七日に，「可定申行幸所者，先召陰陽師，被問吉方，申云，坤并巽方可吉者，坤方巽可然之處方，東三條院宜歟，仰云，可令勘申行幸日時者，即勘申云，今月廿七日，時戌，」^{○4}廿七日，「天皇并中宮(彰)幸左大臣東三條院。御竈神同奉渡之。」^{○1}，「戌二點，自朝所幸東三條院，(略)中宮亥時可移給，(略)又東宮同時移給南院東對，」^{○4}，「於戌行幸，(略)中宮亥時行啓，東宮同時南院東對行啓，」^{○3}そして，寛弘三年三月四日，「天皇自東三條遷御一條院。中宮(彰)同行啓。是日也。(略)東宮出御左大臣枇杷第。」^{○1}，「次行幸，次東宮渡給，東宮又渡枇杷殿給。」^{○3}，そして，十四日には，「冷泉上皇自三條宮遷御南院」^{○1}とある。以上をまとめると，文献により多少の表現の違いはあるが，『権記』によると，天皇(一條)は，中院から職曹司，そして朝所と移り，十七日には遷御先を決め，廿七日には中宮とともに東三條院に遷幸している。そして，翌年の寛弘三年(1006)三月四日に，東三條院から一條院に遷り，東宮(居貞親王)は枇杷第に出御しており，枇杷第が東宮の御在所となる。

寛弘三年(1006)十一月五日に，東宮第一皇孫の元服が，枇杷殿にて行なわれた。

「東宮第一皇孫(教明)加元服。于時東宮御左大臣枇杷第。」^{○1}，「参内，参東宮，東宮御枇杷殿，一御子元服，戌剋，加冠左大殿，祿，又祿送物引出物理髮右頭中將，」^{○2}等の記事がある。

寛弘六年(1009)十月五日に一條院が焼亡し，枇杷第が仮皇居となる経緯についてみると，「寅剋。一條院皇居有火。天皇暫御織部司。二代御記爲灰燼。左大臣(道)仰外記。自今日三箇日廢務。」^{○1}，「一寢後及曉更，則孝朝臣云，南方失火云々，即内裏一條院，走参，上御織部司，二代御記焼亡皆云々，」^{○2}「時寅一條院焼亡，御織部司廳室，人々参入，或罷出，又東帶参入，定申御在所，依無方忌，枇杷殿可御渡者，如定申可御者，仰諸司，令修理，」^{○3}等の記事がある。続いて，六日に，「従内罷，参東宮，啓事由定可御所，可有様仰諸司，入夜参内，」^{○3}，七日には，「従内罷出，参枇杷殿，仰雜事，所々破新欲，参内，」^{○3}，十四日，「寅時東宮渡左衛門督家給，候御車尻，枇杷殿雜舍等立，同時，供奉上達部・諸陣歩行，」^{○3}，十九日，「子時行幸，不日造作雖未了，九重作様頗寫得，丑時許雨下，日来間，夜参御在處，晝行造作所，」^{○3}，「此夕参内，自織部司幸左大臣枇杷第，子二點殿上有饗，」^{○2}とある。以上をまとめると，寛弘六年(1009)十月五日に一條院皇居が焼亡し，天皇は織部司に移り，その日のうちに遷幸先を決め，十九日に枇杷第へと遷御となる。この間に東宮は，左衛門督(頼)家³⁾へ渡り，枇杷第をあけるとともに修理や雑舍等を立てている。そして東宮は，廿二日に，「東宮渡一條給」^{○3}，「戌剋。東宮自丹波守高階業遠朝臣宅³⁾。遷御故左大臣雅信宅」^{○1}とあるように，左大臣雅信一條第³⁾に移御している。十一月七日には，「於枇杷殿皇居有旬儀。」^{○1}でも明らかに枇杷第が仮皇居となった。

続いて，第三皇子敦良親王の誕生と枇杷第は深い関係がある。寛弘六年十一月廿五日，「辰時。中宮(彰)於左大臣(道)上東門第御産第三皇子(敦良)。」^{○1}，「寅立白御帳等，此間有惱氣頗重，入御帳給後，辰三刻，男皇子降誕給，」^{○3}，「辰剋男皇子誕生，」^{○2}等の記事の通り，敦良親王が上東門第で生まれている。皇子三夜御産養，五夜御産養が行なわれ，十二月廿六日，「今夜。中宮自左大臣上東門第入御枇杷皇居。」^{○1}，「内参中宮，時戌，其儀如常，金造御，宮々乗給，候其御入，即主上渡給，」^{○3}と，中宮と皇子が枇杷第に遷っている。

寛弘七年(1010)正月十五日，「於枇杷殿皇居有第三皇子御五十日事。」^{○1}，「(敦良)大宮御五十日，申時餅末

いる、御渡御給、^{○3}、「亦参内、今日三宮五十日、」^{○2}とあるように五十日事が行なわれ、翌十六日には、「以第三皇子敦良爲親王。年。^年。」^{○1}と親王となり、続いて、閏二月六日、「於枇杷殿皇居。有敦良親王御百日事。」^{○1}、「犬宮御百日、」^{○3}と、百日事がいづれも枇杷殿皇居で行われる。

寛弘七年十一月廿八日、「天皇從枇杷第遷御新造一條院。」^{○1}、「天皇自枇杷殿遷一條院、(中略)其後又參枇杷殿、候中宮行啓、」^{○3}とあり、新造一條院が、仮皇居となり、天皇・中宮が遷っており、約一年と三ヶ月の間枇杷第が仮皇居となった。

寛弘八年(1011)六月十三日「有御讓位事。」^{○1}、十九日、「太上皇落髮入道。」^{○1}、廿二日、「太上皇崩一條院中殿。春秋三十二。」^{○1}とあるように一條天皇(懷仁)は一條院で崩れる。そして、新皇、三條天皇(居貞)は六月十三日、「新皇幸於左大臣(道)東三條第、」^{○1}、八月十一日、「此夕。天皇從東三條第。遷幸内裏。」^{○1}、十月十六日、「天皇即位於大極殿。今夜。東宮自一條院遷御凝華舎。中宮(彰)遷御枇杷殿、」^{○1}、「此夜戌剋東宮自一條院遷御凝華舎、^{未剋}、丑剋中宮自同院東別納^{十五日夜爲違御處}、」^{○3}、遷御枇杷殿、^{○2}、「御即位、卯時行幸、(中略)亥時東宮御凝華舎、子時中宮渡枇杷殿給、」^{○3}と第67代の天皇となり、枇杷第は彰子の御在所となる。

長和元年(1012)二月二日には、「巳時許爲義朝臣申、中宮火付と申、即走出見有煙、仍出門、取人馬馳、有西垣邊内膳大炊室、火付焼間、戌亥吹付西對、」^{○3}とあり枇杷第大炊屋の火事があった。

長和元年五月十五日、「皇太后宮(彰)於枇杷第修法華八講。」^{○1}、「皇太后宮、從今日五箇日、於枇杷殿、奉爲故院令講説給、仍参入、^{未剋}其儀、御在所^{寢殿}安置新佛、^{釋迦如來、普賢、}有金泥法花經、」^{○4}、「皇太后宮爲一條院御、被修御八講、暁女方同供参入、御堂装束了、」^{○3}とあり、彰子が故一條院のために法華八講を枇杷第において行っている。

長和二年(1013)正月九日、「参皇太后宮、人々被参、有酒饌事、其次御琴等改絃、試笛等声、(皇太后御所枇杷第二饗饌アリ)」^{○3}とあり翌十日には、「暁女方参東宮、尚侍参皇太后宮、同道、御装束等了参東宮、巳時奏案内、」^{○3}、「東宮行啓枇杷第。拜觀皇太后(彰)。即日。還御。中宮(彰)行啓東三條第依御懷妊三月也。」^{○1}とあり朝觀行啓が行われている。又三月五日、「参入皇太后宮、上達部十人許、殿上人多参會、有弓事、入夜五六番射、後方勝、(皇太后御所枇杷第二射儀アリ)」^{○3}、又、三月十六日、「参皇太后宮、大夫先日弓負態奉仕、人々多参入、(皇太后御所ニ弓負態アリ)」^{○3}とある。この頃『御堂関白記』には、「参皇太后宮、」に類する記事が多く見られ、道長も頻りに枇杷第に行っている。

続いて、大きな出来事は、長和三年(1014)二月九日の内裏の焼亡と、これに続く枇杷第が仮皇居となることである。「今夜亥剋。火起登華殿。殿舎多皆以爲灰燼。天皇并中宮春宮御大極殿。此間。左大臣(道)騎馬。馳入自陽明門被申云々。渡御太政官朝所。仍御此所。中宮同御坐。東宮御辨曹司。」^{○1}、「西方有火、其程太遠、驚見已當宮中、」^{○4}とあり、内裏が焼亡する。廿日、「天皇自朝所遷御松本曹司。東宮同行啓。」^{○1}、「今日主上移御松下曹司之日也、仍西剋許参太政官朝所、^{朝所者日來}亥二剋移御也。」^{○4}と朝所から松本曹司へ移っている。三月廿日、には、「皇太后宮(彰)遷御權大納言頼通卿高倉第。」^{○1}とあるように枇杷第をあけている。そして、四月九日、「天皇自松本遷御枇杷殿。東宮行啓權大夫藤原朝臣(頼)上東門家。」^{○1}、「今日幸枇杷第、中宮同移給、東宮渡給皇太后宮、^{權大納言頼通家、}或説云、戌剋東宮先渡給、亥剋主上移幸、子時中宮行啓云々、」^{○4}とあり、移動の順序は異なるにしても、再び枇杷第が仮皇居となっている。東宮の御在所については、『日本紀略』は、上東門家としているのに対し、『小右記』では、皇太后宮と同じ高倉第としていることは異なる。

しかし、長和四年(1015)九月廿日には、「天皇自左大臣(道)枇杷第入御前新造内裏。酉剋。出御。

御馬八匹獻之。次有觀賞。今日。十月節。天火日也。次御竈神奉渡之。東宮自皇太后(擊)上東門院同入御。」^{○1}、「未時許參大内、(略)其後以戌時御出、(略)着内裏又如此、(天皇道長ノ枇杷第ヨリ新造内裏ニ遷り給フ)、(略)參東宮、御入子時、(東宮道長ノ土御門第ヨリ新造内裏ニ遷り給フ)」^{○3}、「今日還宮行幸也、(中略)參東宮、左大臣土御門第也」^{○4}とあるように、新造内裏に還宮することとなる。この間枇杷第での仮皇居の期間はおよそ、一年五箇月であった。この時東宮は、土御門第(上東門)に居たことは、いずれの記事にも共通する。

長和四年(1015)十一月十七日に、二箇月たらずで、内裏が焼亡してしまう。「内裏焼亡。火起自主殿寮。内侍所。天皇。后宮。東宮御桂芳坊。次遷御太政官松本曹司。東宮御朝所。皇后御伊豫守爲任三條第。爲任彼宮亮也。」^{○1}、「亥刻許、夜行隨身之武申云、乾方見火者、乍驚出見、當内裏、(中略)、仍移御太政官初御所號松本曹司、東宮出御縫殿寮、即遷給太政官朝所、皇后宮乘式部卿宮車出給大夫家、日來御座處、夜中又渡給亮爲任宅云々、(中略)左大臣示余云、可御座處太政官并枇杷第等如何、枇杷殿宜歟、中宮已御座太政官、更又修理有事煩歟、相府云、御枇杷殿之事先日不快様有氣色、爲之如何者、余申云、先猶被奏兩處事宜歟、即被奏聞、可御枇杷殿、可移御之日事被問吉平朝臣、申云、明後日及廿八日吉日者、(等以下詳しい)」^{○4}、「亥時許人菅原爲職、申云、有内裏火出來者、驚出見、(中略)此間定御在所、可御枇杷殿由被仰、吉平申云、来十九日者、」^{○3}とその経緯は『小右記』に詳しい。そして枇杷第に移ることを決めている。そして、翌十八日には、「從内出、行枇杷殿、所々作改、加修理」^{○3}、修理をし、翌十九日に、「以戌時行幸、(略)又參東宮、渡土御門給、」^{○3}、「今日從太政官移幸枇杷殿第」^{○4}、「天皇自太政官遷行枇杷第。東宮自朝所渡坐左大臣(道長)上東門第。御竈神自内膳司奉渡枇杷殿。」^{○1}とある。天皇は枇杷第へ、東宮は上東門第へとそれぞれ移っている。このあたりの事を『栄華物語』巻十二には、「日頃おはしまし渡る程に、内の御物忌なりける日、皇后宮の御湯殿仕うまつりけるに、いかがしけん、火出で来て内焼けぬ。かゝる事はさても夜などこそあれ、書なればいといみじうかたはらいたく、あはただしき事多かり。東宮も入らせ給へりしかば、それはやがて一條院²⁷に渡らせ給ひぬ。夜晝厳しう仰せられて、急ぎ造り磨きたりけるに、入らせ給て、一月²⁸だになくてかゝる事はある物か。」と生々と描かれている。

長和五年(1016)正月廿九日に枇杷第において讓位が行われた。「天皇於枇杷第讓位於皇太子。天皇春秋卅一。在位五年。太子(教)年九。令左大臣藤原朝臣(道長)撰行政事。如忠仁公(鳥)故事。立第一式部卿敦明親王爲皇太子。太上天皇稱三條院。即補院司等。」^{○1}、「三條院天皇逃位。讓皇太子(後一條)。于時皇太子春秋九歲。于時御坐上東門院。」^{○1}、「今日有讓國之事、其儀見新式、」^{○4}、「御讓位(三條天皇道長ノ枇杷殿ニテ御讓位)」^{○3}、等の記事で明らかである。従って2箇月ばかりの仮皇居である。新帝(後一條)は、六月二日の「天皇自左大臣(道長)上東門第遷幸一條院新造御殿」^{○1}、に見られるように、上東門から一條院へと移っている。

そして、長和五年(1016)九月廿三日に枇杷第は焼亡する。「今日。太上皇(三條)御所枇杷第焼亡。仍上皇中宮(擊)同車遷御撰政(道長)高倉第。」^{○1}とある。又、『御堂閔白記』には九月廿四の条に、「參院、退出後、戌時許東方有火、驚見之、當枇杷殿、仍馳參、西對遺間、參付、院・宮(擊子)同車給御南大路、仍奉渡高倉家、」^{○3}、と日は異なる。『扶桑略紀』には、廿四日の条に、「枇杷殿焼亡。太上天皇。與中宮同車。遷撰政左大臣高倉第。」とある。また『栄花物語』巻十二によると、「十月二日、枇杷殿焼くるものか。あさましういみじともおろかなり。さるべくものゝいはするなりけりとも、今ぞ見ゆる。宮の御前も、この枇杷殿いと近き折りに、東宮の亮なりとをといひし人のいゑ、大將殿に奉りたりしに

ぞ、まづ渡らせ給ぬ。院・宮、「いとあさましき事なりや。萬今はかゝるべき事かは。おほろげの位をも去り離れたるに、かゝるべきにあらず。人の思らん事も恥し」とおほしめしけり。三條院も今は出で來ぬれば、うるはしき儀式にもなくて、夜を晝に急ぎ渡らせ給ひ。宮はその院近き程に、讃岐守なりまさの朝臣の家に渡らせ給ひぬ。」としている。なお、十月廿日、「太上皇（三條）自高倉第遷御新造三條院。中宮（妍子）猶御座高倉第。」^{○1}、寛仁元年（1017）八月二日、「今日。中宮（妍子）從讃岐守濟政朝臣宅遷御前左大臣（養）一條第。」^{○1}等の記事により、焼亡の日の異いはあるが、その他の事はいずれも合致する。焼亡の日は、『日本紀略』は廿三日、『扶桑略紀』と『御堂関白記』は廿四日、『栄花物語』は十月二日とするが、廿四とするのが妥当であろう。

以上の事をまとめると、枇杷第は、寛弘六年（1009）十月十九日に一條院焼亡により仮皇居となり、再び寛弘七年（1010）十一月廿八日に新造一條院と仮皇居が移る。この間一年一箇月であった。続いて、一條天皇から三條天皇へと時代が変わり、長和三年（1014）四月九日、内裏焼亡により再び仮皇居となる。そして、長和四年（1015）九月廿日に内裏新造により、約一年五箇月間仮皇居となった。しかし、わずか二箇月で内裏が焼亡し、長和四年十一月十九日に、三度目の仮皇居となる。そして、長和五年（1016）正月廿九日三条天皇が枇杷殿で後一條天皇に譲位することにより、仮皇居の役割を終へ、その役割は上東門に移ることとなる。そしてその後間もなく、長和五年九月廿三日、枇杷第は焼亡する。この間、彰子（中宮、皇太后宮、）や妍子（中宮）、居貞（太上天皇・三條院）等の御在所ともなり、一條天皇の時に一回、三条天皇の時の二回、合計三回仮皇居となる。

4. 殿舎について

ここでは、枇杷第にどのような殿舎があったかを考察する。枇杷第の殿舎と思われる、建物名を以下ひろい、あわせて、造作や修理の記事をひろう。

- 寛弘元年（1004） 二月五日、「祭使頼通從枇杷殿寢殿立、未前諸卿渡殿北面着饗、（略）依召南簀子至階間、（略）少將從東階下渡西中門^{○3}」
 四月四日、「見東三條・枇杷殿等、（道長東三條・枇杷殿等ノ造作ヲ見ル）^{○3}」
 十一月七日、「上下人入枇杷殿、水用之、^{○3}」
 十二月廿日、「枇杷殿西廊等作新、渡見之、^{○3}」
 十二月廿五日、「到東三條・枇杷殿等見之、^{○3}」
 寛弘二年（1005） 正月廿日、「枇杷殿廡初立馬八疋、^{○3}」
 四月廿日、「從枇杷殿西對立使雅通、^{○3}」
 寛弘六年（1009） 十月七日、「參枇杷殿、仰雜事、所々破新欲、參内^{○3}」
 十月十四日、「枇杷殿雜舎等立、^{○3}」
 十月十九日、「子時行幸、不日造作雖未了、九重作様頗寫得、丑時許雨下、候宿、日來間、夜參御在處、晝行造作所、^{○3}」
 十二月廿三日、「内可中宮御座對預造爲時宿祢造了用申、（枇杷殿中宮御在所對屋成ル）^{○3}」
 寛弘七年（1010） 正月十五日、「東對東面設座、^{○2}」

枇杷第の考察

- 長和元年(1012) 二月二日、「中宮火付と申、(略)有西垣邊内膳大炊室、火付焼間、(中宮御所枇杷殿大炊屋火事)^{○3}」
五月十五日、「御在所^{寝殿}母屋、安置新佛、^{釋迦如來、普賢、}文殊、安置佛殿、^{○4}」
五月廿八日、「參皇太后宮、暫候渡殿、^{○4}」
- 長和二年(1013) 正月十日、「其後入御車^{入自東門}、寄寝殿^{○4}」
「公卿等在東中門邊(略)帶刀陣門内北廊、^{○3}」
三月十六日、「上達部十三人參會、於東方着食座、從西着弓場、^{○3}」
- 長和五年(1016) 正月廿九日、「其後式部彈正參入自東門、列中門東、(略)東中門、^{○4}」
四月十五日、「今夜中宮枇杷殿東對、遷西對、^{○左註記}」
九月廿四日、「西對遺間、^{○3}」

以上に見られるような建物名が出て来る。すなわち、寝殿、東對、西對、東門、東中門、西中門、西廊、厩、雑舎、大炊屋、渡殿、等が見られる。その他に弓場も見える。長和元年五月十五日、「御在所寝殿、安置新佛、釋迦如來、普賢、文殊、安置佛殿」の佛殿とあるのは目を引く。これらの建築物名を見る限り、それ程大規模のものではない。ここに上げた記事には、造作に関するものも一部入っているし、水利は良い場所であったものと思われる。

(注)

- 1 この他にも『御堂閔白記』の長和二年(1013)正月十日にも「從大宮大路行北、從上東門大路行北、從東洞院行南、枇杷殿東陣御車、^(奥)」があり、これも“B”とするのが妥当である。
- 2 「延光から道長に移る経路は明らかでない。あるいは、枇杷殿に二つの家が考えられ、延光の家と道長の家とは、同じ枇杷殿でも、全然別系統のものとも考えられるが明らかでない。」と校注がある。
◎1 は『日本紀略』の記事を示す。
◎2 は『権記』の記事を示す。
◎3 は『御堂閔白記』の記事を示す。
◎4 は『小右記』の記事を示す。
- 3 この記事は『権記』の十月四日の記事である。
- 4 ここで左衛門督家すなわち頼通家は、『栄花物語』卷十二に、枇杷殿の焼亡に関して、「宮の御前も、この枇杷殿いと近き所に、東宮の亮なりとをといひし人のいゑ、大將殿に奉りたりしにぞ、まず渡らせ給ぬる。」とあり同ものであると思われる。
- 5 『大鏡』等に一条左大臣殿、一条殿と雅信のことを云っており、一条と故左大臣雅信宅は同じものであるろう。
- 6 『御堂閔白記』の八月十五日に、「此夜中宮渡東別給給」とある。^(影予)
- 7 一條院に渡った事は他に見あたらない。
- 8 実際は二ヶ月たらず。九月廿日から十一月七日の間である。